なぜ? 再審請求中・人身保護請求中の死刑執行

死刑について考えてみませんか

昨年一二月一七日、法務省は二名の死刑を執行しました。

福岡拘置所では再審請求中の方が、そして、ここ、東京拘置所では人身保護請求中の方が処刑されました。これは今までなかったことです。

福岡拘置所で処刑された方は、この一二月一三日に弁護人から新たな再審請求が出されたばかりでした。

これまで本人が独力で取り組んできた再審に、はじめて弁護士の協力を得た彼はその喜びを次のように記しています。

「……先生又沢山の皆様や神仏の内に見守られていると思うと勇気百倍の心境です。……所内における紙袋作りの作業にも増々懸命に働いています。仕事は苦になりません。頑張ります……」

彼はこの礼状を発信した数日後に処刑されてしまったのです。その無念はいかばかりだったことでしょう。

東京拘置所で処刑された方は人身保護請求が出されていました。これは東京拘置所の死刑囚処 遇が国際水準から見ても著しい人権上の問題があるがゆえに拘置場所の変更を求めるものでし た。その中では本人や親族、弁護士に対し、執行期日を事前に告知することも要求されていまし た。しかし、東京拘置所はその答弁書の提出も終わらぬうちに執行を行なったのです。家族の方 は翌週に面会を予定していたそうですが、かないませんでした。

国連で死刑廃止条約が採択されてから一〇年になります。国際的には死刑制度は人権の根幹を ゆるがす問題 として廃止の声がますます高まっています。死刑制度は犯罪の抑止にもならず、被 害者・遺族の癒しにもな っていないのではないかという疑問も深まっています。このように執行を急ぐ必要がどこにあるのでしょうか。

死刑について、あらためて考えてみませんか?

お知らせ

★アムネスティ・インターナショナル日本支部の編集で『死刑と人権 一問一答』(解放出版社・1000円) という本が出されました。

「人を殺したのだから死刑になっても仕方ないのでは?」「社会を守るために死刑は必要なのでは?」「殺された被害者の人権はどうなるの?」私たちもしばしばたずねられる、これらの疑問をともに考えていくために出版されたものです。ぜひ、ごらんください。

★また、そばの会では第5回「ビデオを見ながら死刑について考える集い」として3月に『死 刑廃止を考える』というビデオを上映し、アムネスティの方をお招きする予定です。ご連絡い ただければ日時等、決まりしだい お知らせします。

2000/1/16

東京拘置所のそばで死刑について考える会(そばの会) 東京都荒川区南千住1-59-6-302